○厚生労働省令第五十六号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十九条の二（同法第二十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十九条の四並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第一条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三の四第一項第一号中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に改め、同項第二号中「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同条第二項中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に、「五万二千二百七十円」を「五万二千百五十円」に、「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に、「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

（炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年労働省令第六号）附則第六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則第七条第三項中「五万六千七百二十円、四万二千五百四十円又は二万八千三百六十円」を「五万六千六百円、四万二千四百五十円又は二万八千三百円」に改め、同条第四項中「十万四千五百三十円、七万八千四百円又は五万二千二百七十円」を「十万四千二百九十円、七万八千二百二十円又は五万二千百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十四年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法による介護料の金額については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十七号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二一・四三一
昭和十六年度	二〇・六七二
昭和十七年度	一九・九三九
昭和十八年度	一九・二三一
昭和十九年度	一八・五四七
昭和二十年度	一七・八八六
昭和二十一年度	一七・二四七
昭和二十二年度	一六・六三〇
昭和二十三年度	一六・〇三四
昭和二十四年度	一五・四五八
昭和二十五年度	一四・九〇二
昭和二十六年度	一四・三六四
昭和二十七年度	一三・八四四
昭和二十八年度	一三・三四二
昭和二十九年度	一二・八五七
昭和三十年度	一二・一三五
昭和三十一年度	一一・四五〇
昭和三十二年度	一〇・八〇一
昭和三十三年度	一〇・一八六
昭和三十四年度	九・六〇三
昭和三十五年度	九・〇五〇
昭和三十六年度	八・五二六
昭和三十七年度	八・〇二九
昭和三十八年度	七・五五九
昭和三十九年度	七・一一三